

令和3年7月19日

横須賀市長 上地克明 殿

## 要 請 書

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

共同代表	呉 東	正 彦
同	新 倉	裕 史
同	小 林	麻 利 子
同	今 野	宏
同	三 影	憲 一

以下の各点につき要請しますので、いずれも市民生活にとって重要な問題ですので、1月以内に文書でのご回答をお願いいたします。

1、先日のBBC、NHK、朝日新聞等の報道によると、英国の空母クィーン・エリザベスでワクチン接種済の乗組員から約100人のコロナ感染者が発生したとのことです。

また7月18日の共同通信は、空母クィーン・エリザベスを9月に米海軍横須賀基地に寄港させる方向で調整に入ったと報道しています。

昨年3月には、米太平洋艦隊の原子力空母ルーズベルトで、1248名のコロナ感染者が発生して、グアムに緊急寄港して、民間ホテル等に隔離されるという、住民に大変な負担、危険を与える事態も発生しています。

(1) 現在も、コロナ感染者拡大の傾向にある横須賀市ですが、同艦が米海軍横須賀基地に寄港するような事態となれば、乗組員からの感染拡大や、地域の医療機関や自治体への負担等、住民に大変な負担、危険を与える事態も発生しかねないので、横須賀に寄港はしないよう外務省、防衛省、米海軍に申し入れをして下さい。

(2) 同じ海域で活動し、乗組員はワクチン接種済と言われる、原子力空母レーガンを初めとする第7艦隊の乗組員に、同様にコロナ感染者は全く発生していないのでしょうか。

米海軍及び外務省に照会し、発生しているのであれば、基地内の感染者と同様に情報を公表すること、帰港時の対策等を明らかにすること等を求めて下さい。

2、6月16日に、政府与党は、多くの国民の反対の声にもかかわらず、重要土地利用規制法を成立させてしまいました。

この法律は、自衛隊基地や米軍基地、原発の敷地及び1 km以内の土地、国境離島を注視区域に指定し、土地建物所有者調査を可能とし、

特に重要性が高い場所を、特別注視区域とし、一定面積以上の土地の売買・開発行為につき、事前届出を義務付ける。虚偽届出に対しては罰則を課し、

調査の結果、国が重要施設の機能を阻害すると判断した場合には、利用の中止勧告、命令を出すことができ、土地建物利用中止命令に応じなかった場合には罰則を課し、

これらの土地につき、国による買い取り、収用・使用が可能とするものです。

- (1) この法律は2022年4月に施行されますが、別紙のと通りの横須賀の市街地の主要部分が、注視区域、特別注視区域に指定されてしまうのではないのでしょうか。
- (2) その結果、戦前のように市内で生活したり、経済活動を行う市民の活動が監視され、土地建物を自由に利用できず、市民生活等を制限されることにはならないのでしょうか。
- (3) 国土利用計画法は、形式的には、この法律と構造が似ているが、注視区域、監視区域を指定して、土地取引を事前に知事に届出ねばならず、この届出に対して知事は、6週間以内に、中止勧告または不勧告を通知することが明文で規定されていることによって取引の安全が図られ、また中止勧告までは出せるが、中止命令は出せません。

しかし重要土地利用規制法は、特別注視区域で不動産取引を事前届出しても、届出に対して国が利用の変更や中止勧告をすべき期限が設けられていないので、いつまでも不動産取引が不安定な立場におかれ、契約・決済ができない等取引の安全が害されます。

また、勧告のみならず、強制力のある命令が事後的に出されることもあるので、買い手の立場がいつまでも安定しないこととなり、取引の萎縮効果を生み、横須賀の不動産価値がさらに低下することになりかねず、市内の不動産業者も懸念しています。

この点を、横須賀市はいかにお考えですか。

- (4) これらの市民への深刻な影響を共有して、受動的に区域指定がなされ、施行されて悪影響が出てからあわてるのではなく、現段階から積極的に、市民や事業者の意見なども聴きながら、内閣府に対して、区域指定の限定、阻害行為の明示、変更勧告期限や不服申立方法の明示を求め、他の関係自治体とも連携して当該自治体から意見聴取するよう求めて、行動を開始して下さい。

3、5月16日に、米海軍横須賀基地所属の三等兵曹が、酒気帯び運転により、高速道路を逆走してトラック2台と衝突した事故が起こり、7月7日に横浜地方検察庁は、同人を道路交通法違反で公判請求しました。

また、横浜地方検察庁は、同人を、大麻取締法違反（所持）でも、捜査中で、追起訴するものと思われ、近々に公判期日が開かれるものと思われます。

同人は、大麻を含む液体を、友人から国際郵便で送ってもらったと述べているとのことであり、そうだとすると大麻の輸入罪に該当し、同じような大麻の輸入、所持、使用事犯が、米海軍横須賀基地に相当蔓延している可能性が否定できません。

そして国際郵便が軍事郵便であっても、通常の郵便であっても、それが発見できなかったこと自体に、さらに再発の可能性が存在します。

この点、裁判も傍聴して事実関係の把握に努めるとともに、上記も含めた具体的再発防止対策を、米海軍と、政府に文書で求めて下さい。

4、米海軍浦郷弾薬庫前の棧橋、連絡橋建設と、海域浚渫についての、横須賀市との地質の追加調査の港湾法37条協議が、近々に開始されようとしています。

これについては、弾薬の棧橋での積み卸し作業による危険と、長浦湾の狭い入り口部分での運搬船の回頭による海上交通の危険の問題があります。

従って、上記につき、周辺住民や、海上交通関係者への説明の場を国に求め、それがなされない状態では、港湾法協議を完了させないで下さい。

また、周辺の岩盤層には、環境基準以上の砒素が含まれていることは公知の事実であるので、地質調査で採取した土壌に環境調査を求め、それを公表して下さい。